公告 第 61 号
令和8年11月4日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第３６３会計隊長　酒井　博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6S6C1MS04190	62EA1A20007 0001		

品名　または　件名
駐屯地看板設置役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
陸上自衛隊　相浦駐屯地	水陸機動団　第３科　総括班
搬入場所	納期または工期
第３科　総括班　岸　２曹（２０３５）	令和8年12月18日（金）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年11月16日（月）9時00分　会計隊 事務室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
（1）入札参加資格者
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　令和０７・０８・０９年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のＤ等級以上の資格を有する者
エ　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
カ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
キ　入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

（2）公告の提示場所
陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/wae）・相浦駐屯地・大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

（3）落札決定方法
予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（4）保証金に関する事項

ア　入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

（５）入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

（６）入札の無効
ア　第２項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
イ　電信・電話による入札
ウ　入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
エ　入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

（７）契約書等作成
落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第３６３会計隊長とする。

（８）その他
ア　入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
イ　質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
ウ　郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和８年１１月１６日（月）８時３０分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
エ　「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
オ　資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
カ　公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第８章を確認し承知のうえ参加すること。
キ　第７項（８）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
ク　市価調査書については、令和８年１１月１２日（木）１２時００分までにＦＡＸ又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
ケ　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
コ　積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
サ　積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。

（９）問い合わせ先
〒８５８－８５５５　長崎県佐世保市大潟町６７８番地　陸上自衛隊相浦駐屯地
ＴＥＬ　　０９５６－４７－２１６６
ＦＡＸ　　０９５６－３４－１１７７
メールアドレス　363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項　：　第３６３会計隊契約班　　齊　藤　　内線２８８７
仕様書の配布場所　：　第３６３会計隊契約班
仕様書に関する事項　：　搬入場所参照

陸上自衛隊仕様書

件　名	駐屯地看板設置役務	仕様書番号	１４６
		作成年月日	令和８年１０月２２日
		作成担当者	藤重１曹

１　適　用

本仕様書は、陸上自衛隊相浦駐屯地が実施する駐屯地看板設置について適用する。

２　工事件名　相浦駐屯地看板設置

３　工事場所　長崎県佐世保市大潟町６７８番地　陸上自衛隊相浦駐屯地

４　工事期間　契約締結日の翌日～令和８年１１月３０日（月）

細部実施項目は下記のとおりとする。

施行項目	規　格	数　量	備　考
１　看板設置		5	
２　床堀	400×900×800	5	
３　生コン	３㎥	1	
４　重機　ダンプ、バックホウ	２日	1	
５　ソーラーボックス設置		5	各看板に設置
６　諸経費	残土処分含む。	1	

５　看板素材

(1)　平リブアルミ切板標識　１，５５０×１，５５０×２ｔ×Ｒ１００
　　表面白塗装シート貼８色　ロゴマーク

(2)　平リブアルミ切板標識　１，５５０×１，５５０×２ｔ×Ｒ１００
　　表面白塗装シート貼１色　（水、撃、勇、猛）（細部書体は協議する。）

(3)　Ｕバンド　Φ７６．３×２．８×２，７５０
　　ネカセ、キャップ付き

(4)　材料運搬費

(5)　ソーラーボックス１２００Ｌ
　　ＳＬ－ＰＬＸ－ＤＩ２００Ｌ－６５ＫＧＣ

(6)　その他
　　送料・本体加工費・経費については、すべて請負業者の負担とする。

6　一般事項

(1)　本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。

(2)　請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの)・施工図・工事工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。

(3)　本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。

(4)　工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。

(5)　工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。

(6)　工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。

(7)　本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。

ア　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

イ　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

ウ　安定的な供給が可能であること。

エ　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

オ　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

カ　販売、保守等の営業体制が整えられていること。

(8) 工事に必要な電気・水については官給しないものとするが、監督官との協議により国の施設から使用する場合はすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。

(9) 駐屯地の出入門時間は、８時３０分～１８時００分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。

4　検　査

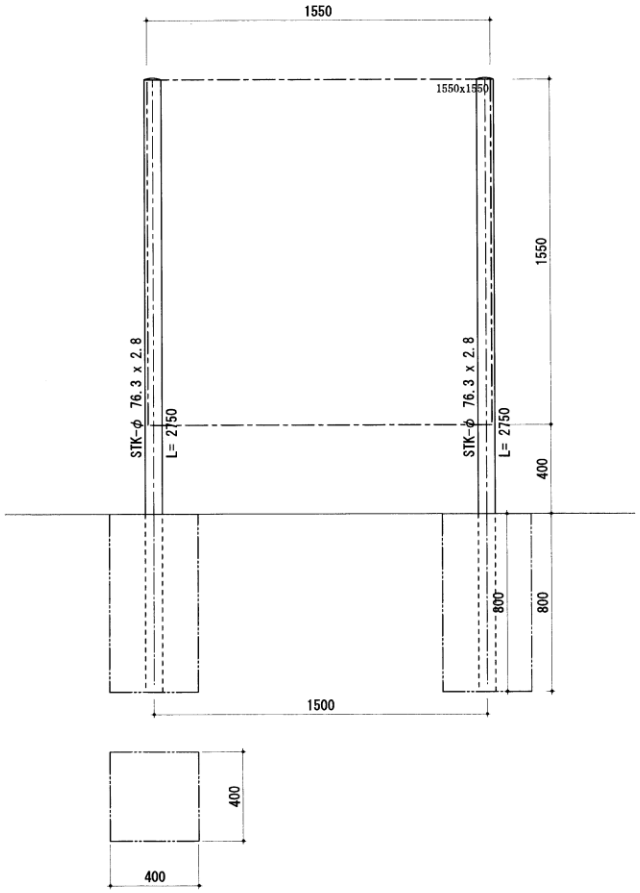
官側検査官による監督及び受領検査を実施する。



完成イメージ図

1　書体
水陸機動団相浦駐屯地：BIZ UDPゴシック
水撃勇猛：HG行書体
2　大きさ
1550×1550の看板に対して適時の大きさとする。
3　シンボルマーク
官側の提供による。
4　水撃勇猛の色
資料の色とする。（青色を追求）
5　看板に対する要求
別紙資料を参照

路側式複柱　構造図　S=1/20



製図			第三角法	
検図			尺度	1／20
承認			No.	

NTS - Strength Analyze System